山梨県私学教職員退職資金造成補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は県内における私学教職員に対し、退職金を支給し、教職員の福祉を増進する目的をもって設定された私学教職員退職金制度を運用する公益社団法人山梨県私学教育振興会(以下「振興会」という。)に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付の対象)

第2条 振興会が行う退職資金給付事業に対して補助する。

(補助金額)

第3条 この補助金の額は、当該年度の標準給与月額(公益社団法人山梨県私学教育振興会私学教職員・振興会事務職員退職資金給付事業運営規則(以下「運営規則」という。)第12条第3項に規定する標準給与月額をいう。)の総額に1000分の36を乗じて得た額以内とする。

(補助金の交付の条件)

- 第4条 振興会は、この補助金の交付を受けたときは、振興会として、その属する勘定に組み入れ、定款の規定に基づき、退職資金給付のための資金として、適正、かつ効率的に、これを管理運用しなければならない。
- 2 振興会は、定款及び運営規則のうち、資金運用に関連する部分を変更しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をするときは、規則第4条の規定により、補助金 交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日まで に知事に提出しなければならない。

事業計画書

収支予算書(第2号様式)

前年度収支決算書(第3号様式)

前年度正味財産増減計算書(第4号様式)

前年度末現在の貸借対照表(第5号様式)

前年度末現在の財産目録(第6号様式)

事業計画の決定に関する理事会決議書の写し

役員名簿

(補助金の交付)

- 第6条 補助金の交付は精算払とする。ただし、知事が必要と認める場合概算 払することができる。
- 2 前項のただし書により概算払を受けようとするときは、概算払請求書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

- 第7条 振興会は、資金運用に関する事業の内容を変更しようとするときは、 変更承認申請書(第8号様式)に給与実績見込(第9号様式)を添えて知事 に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助目的の達成に支 障をきたさない軽微な変更であって、補助金の額の増額を伴わないものにつ いては、この限りでない。
- 2 振興会は、資金運用に関する事業を中止し、又は廃止しようとするときは、 中止・廃止承認申請書(第10号様式)によりあらかじめ知事の承認を受け なければならない。

(実績報告書)

第8条 規則第12条の規定による実績報告書(第11号様式)には、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

事業報告書

収支決算(見込)書(第3号様式)

正味財産増減計算(見込)書(第4号様式)

貸借対照表(見込)(第5号様式)

財産目録(見込)(第6号様式)

給与実績(第12号様式)

(補助金の取り消し及び返還)

第9条 知事は、振興会がこの要綱の規定に違反したときは、補助の決定を取り消し、又は、補助金を返還させることがある。

(書類の保管)

第10条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、昭和42年12月20日から施行し、昭和42年4月1日から 適用する。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年3月2日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年5月19日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度分の補助金から 適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年3月26日から施行し、平成24年11月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の適用の際現にこの要綱による改正前の山梨県私学教職員退職資金造成補助金交付要綱の規定により(財)山梨県私学教職員退職金財団に対し交付されている平成24年度事業に係る補助金については、この要綱による改正後の山梨県私学教職員退職資金造成補助金交付要綱の規定により特例社団法人山梨県私学教育振興会に対し交付された平成24年度事業に係る補助金とみなす。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

平成 年 月 日

山梨県知事

法 人 名 理 事 長 印

平成 年度山梨県私学教職員退職資金造成補助金交付申請書

山梨県私学教職員退職資金造成補助金交付要綱に基づき、次のとおり平成 年度補助金を交付されるよう、関係書類を添えて申請します。

補助申請額 円

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書(第2号様式)
- 3 前年度収支決算書(第3号様式)
- 4 前年度正味財産増減計算書(第4号様式)
- 5 前年度末現在の貸借対照表(第5号様式)
- 6 前年度末現在の財産目録(第6号様式)
- 7 事業計画の決定に関する理事会決議書の写し
- 8 役員名簿

					年	月 日	3
	山梨県知事		殿				
				人 名事 長		Ер	
		概	算払請	求書			
		月 日付け 金造成補助金は	ナ 第 こついて、次の				
1	概算払請求額	預	F]			
2	内訳	,					
	補助金交付 決定額	既概算交付額	差 引 額	今回概算請求 額	備	考	
3	概算払い請え 	求の理由					
4	支払いの方法 振込先銀行 口座名		銀行	<u>店</u> 預金種別	別(当座・ 智	普通)	

平成 年 月 日

山梨県知事

法 人 名 理 事 長 印

平成 年度山梨県私学教職員退職資金造成補助金補助事業変更承認申請書

平成 年 月 日付け私文第 号で交付決定を受けた補助事業について、次のとおり変更(中止又は廃止)したいので、承認くださるよう申請します。

記

- 1 変更(中止又は廃止)の理由
- 2 変更内容

- 3 添付書類
 - 1 給与実績見込(第9号様式)

平成 年 月 日

山梨県知事

法 人 名 理 事 長 印

平成 年度山梨県私学教職員退職資金造成補助金 補助事業中止・廃止承認申請書

平成 年 月 日付け私文第 号で交付決定を受けた補助事業について、次のとおり中止・廃止したいので、承認くださるよう申請します。

記

1 中止・廃止の理由

年 月 日

山梨県知事

法 人 名 理 事 長 印

平成 年度山梨県私学教職員退職資金造成補助金実績報告書 このことについて、別紙のとおり実績報告書を提出します。